

平成 27・28 年度建設局修繕請負業者リスト登録にかかる受注者の公募について

建設局の修繕請負業者について次の通り公募を行う。

平成 27 年 2 月 3 日

大阪市建設局長 福井 聡

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル ITM 棟 6 階  
大阪市建設局総務部経理課（調達） 電話 06 - 6615 - 7540

2 修繕について

- (1) 修繕場所 大阪市建設局所管施設
- (2) 修繕内容 予定価格が 10 万円以下の修繕、予定価格が 200 万円以下の緊急修繕
- (3) 発注方法 案件ごとに請負業者登録名簿の種目に応じて、3 者以上から見積書を徴取し、最低見積金額を提示した 1 者に発注することを原則とする。  
(但し、緊急を要する場合はこの限りでない。)
- (4) 作業内容 現地確認→見積書作成→工事・修繕施工→完成書類作成  
(現地確認、見積書作成は無償にて行うこと。)

3 登録資格

(1) 登録可能種目

下記種目で、本市入札参加有資格者として承認され登録しているもの。

建物修繕	登録種目
建築関係	020 建築一式工事
給排水関係	090 管工事
フェンス関係	050 とび・土工・コンクリート工事
	110 鋼構造物工事
運動施設関係	230 造園工事

備品修繕	承認種目
	19 産業用機器
	21 建設用機器
	22 農業用機器
	23 家庭用電気機器
	37 自動車修理
	39 船舶・航空機・鉄道

- (2) 登録申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないもの。
- (3) 登録申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しないもの。

#### 4 申請書等の配布

- (1) 配布開始日  
平成 27 年 2 月 3 日（火）～
- (2) 配布方法等  
配布場所は 1 に同じ。ただし、本市の開庁日とする。時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）  
または、建設局ホームページからダウンロードすること。

#### 5 登録申請

- (1) 申請書類  
登録を希望するものは、次の書類により申請するものとする。
  - ①建設局 修繕請負業者登録申請書（兼誓約書）
  - ②本市入札参加有資格者名簿登録を証明する書類の写し（「大阪市電子調達システム」の入札参加有資格名簿情報より申請者分をプリントアウトしたもの）  
※平成 27・28 年度の入札参加資格申請（継続申請）の手続を必ず行い、名簿登録を更新すること。
  - ③資本関係・人的関係等に関する調書
- (2) 申請受付期間  
随時とする。ただし、本市の開庁日とし、時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）
- (3) 申請受付場所は 1 に同じとする。
- (4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。
- (5) 申請者より提出された資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

## 6 登録業者の決定等

- (1) 毎月 20 日(本市閉庁日の時は翌開庁日)までに受付け、登録を認めたものには、翌月 1 日(本市閉庁日の時は翌開庁日)に登録決定通知書を交付する。
- (2) 登録を認めなかったものに対しては、その理由を付した通知書を上記と同様に交付する。
- (3) 登録期間は、登録決定の日より平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## 7 その他

本リストの適用期間は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日とする。

建設局 修繕請負業者登録申請書 (兼誓約書)

平成 年 月 日

大阪市建設局長 様

承認番号 

--	--	--	--	--	--

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

建設局 修繕請負業者登録を希望しますので、別添必要書類を添えて提出します。なお、申請にあたり、記載内容が事実と相違が無いこと及び関係法令及び貴局関係規定を遵守することを誓約します。

記

(ア) ①登録を希望する建物修繕関係の工種

②登録を希望する備品修繕関係の種目

- 建築関係
- 給排水関係
- フェンス関係
- 運動施設関係

- 産業用機器
- 建設用機器
- 農業用機器
- 家庭用電気機器
- 自動車修理
- 船舶・航空機・鉄道

(イ) 登録資格審査資料

- ・本市入札参加資格者名簿登録を証明する書類の写し
- ・資本関係・人的関係等に関する調書

(ウ) 連絡先

氏名

電話 (      ) \_\_\_\_\_

- (注) 1 本申請書は必要書類と併せて建設局総務部経理課 (〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6階) に持参または郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合は必ず、返信用封筒 (必要切手貼付のこと) を同封して下さい。
- 2 本申請内容に変更が生じた場合は、速やかに担当まで申し出てください。

資本関係・人的関係等に関する調書

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所  
(又は支店等)  
の所在地  
  
商号又は名称  
  
代表者  
(又は受任者)  
役職・氏名

使用印

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号(\*1)及び第4号(\*2)の規定による親会社又は子会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

親会社・ 子会社の別	大阪市登録 承認番号	会社の商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [( )はうち間接被所有割合]
				( )
				( )

2 自社役員で他社の役員(\*3)を兼務している会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	会社の商号又は名称	所在地	役職名

3 事業共同組合に加入している場合(\*4)について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業共同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(\*5)の関係にある会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	会社の商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(\*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合で、その支店、営業所の所在地が同一場所である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	会社の商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

大阪市登録 承認番号	会社の商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

7 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	会社の商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

# 資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 関係する会社は、物品供給・業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当社が複数ある場合は該当社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 3 (\*1) (\*2)会社法第2条第3号及び第4号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 4 (\*3)役員とは、法人の場合は代表取締役、専務取締役等の会社の業務執行の決定権を有する者並びに、会社更生又は民事再生の手続き中の管財人、又、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役人に含めない。
- 5 (\*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 6 (\*5)夫婦、親子とは(参考2)の  で囲まれた者。
- 7 (\*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の  で囲まれた者。

## (参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

一 略

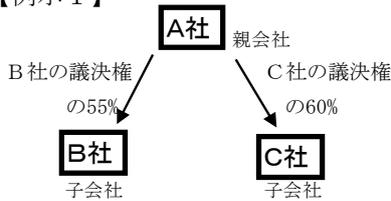
二 略

三 子会社  
 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社  
 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定める

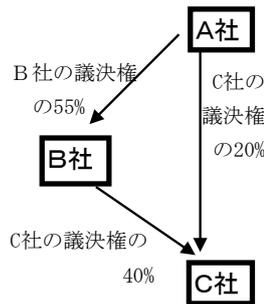
## 親会社、子会社の例

### 【例示1】



A社はB・C社を記載  
 B社はA・C社を記載  
 C社はA・B社を記載

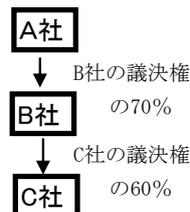
### 【例示2】



B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載  
 B社はA・C社を記載  
 C社はA・B社を記載

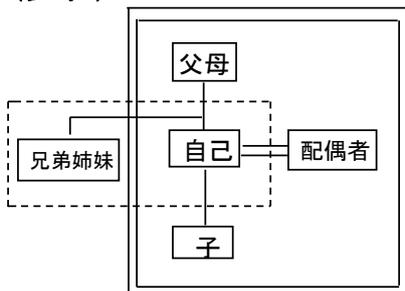
### 【例示3】



B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載  
 B社はA・C社を記載  
 C社はA・B社を記載

## (参考2)



## 会社法施行規則

### 第二章 子会社及び親会社

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1) から (3) までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

- ニ 其他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
  - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - 三 其他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 4 法第百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。